

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成26・27年度の保険料率を見直します

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額(注1)」の合計となり、保険料率は2年ごとに見直されます。

(注1) = 被保険者の所得 | 総所得金額等 - 33万円(基礎控除) | × 所得割率

保険料率

区分	平成26・27年度	平成24・25年度	増加する額(率)
均等割額	41,840円	40,670円	1,170円
所得割率	7.99%	7.83%	0.16%

○ 1人当たりの保険料(試算)

保険料は所得に応じて計算されますが、所得の少ない世帯の方には保険料の軽減措置があります。軽減後の被保険者の1人当たり保険料を比較すると、0.82%の増加が見込まれます。

区分	平成26・27年度	平成24・25年度	増加する額(率)
1人当たり軽減後 保険料額(年額)	57,135円	56,672円	463円(0.82%)

○ 保険料の増加を抑制しました

平成26・27年度の1人当たり保険料額は、保険料の増加抑制策を講じない場合、7.8%の増加が見込まれます。このため、平成25年度末までに生じると見込まれる剰余金の全額活用と県に設置してある財政安定化基金を活用することにより、1人当たり保険料額の上昇を0.82%に抑えました。

※ 保険料が増加する主な要因

① 一人当たり医療給付費が伸びています。

医療の高度化などにより、高齢者1人当たりの医療費は年々増加し、平成26・27年度は、2年分で約3.4%の増加が見込まれます。

② 後期高齢者負担率が引き上げられました。

後期高齢者医療制度の被保険者が保険料として負担する率は、国の政令により平成24・25年度が10.51%でしたが、平成26・27年度は、10.73%に改定されました。

○ 保険料の賦課限度額を改定します 55万円 → 57万円

中低所得者層の負担軽減を図るため、保険料の上限額を改定します。

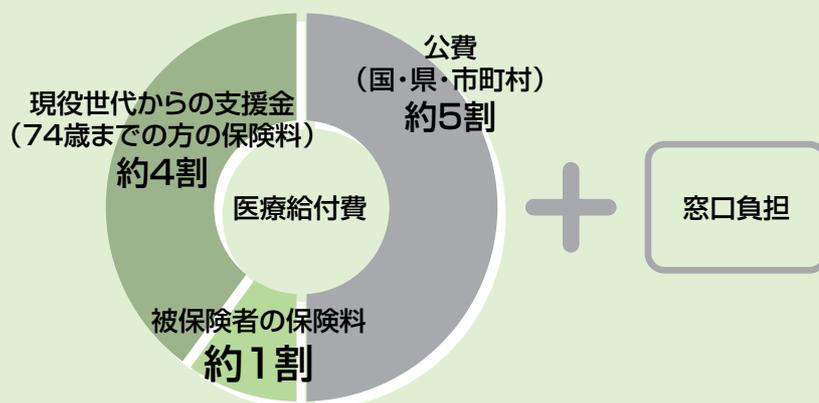
○ 均等割保険料の2割軽減と5割軽減の対象者を拡大します

低所得者の負担軽減の観点から、2割軽減は所得基準額を引き上げ、5割軽減は2人世帯以上が対象であるものを単身世帯も対象とします。

○ 平成26年度後期高齢者医療保険料は、7月中旬に通知します。

後期高齢者医療制度の 医療費負担のしくみ

急速な少子高齢化が進む中、国民皆保険を守り、家族や社会のために長年尽くされた高齢者の方々が、安心して医療を受け続けられるようにするため、みんなで医療費を負担する支えあいのしくみです。



【問 合 先】岐阜県後期高齢者医療広域連合 ☎ 387-6368